

## 役員報酬規定

### (目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人まちぽっと（以下「この法人」という。）の役員  
の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

### (報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は支給しない。ただし、旅費等  
の実費は支給することができる。

### (補足)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるもの  
とする。

### (改廃)

第4条 この規定の改廃は、理事会の決議による。

### 附則

この規定は、2019年10月8日から施行する。(2019年10月8日理事会決議)

## 就業規則

### 第1条 (目的)

この規則は、認定特定非営利活動法人まちぼっこの職員の労働条件など就業に関することを定める。この規則に定めないことについては、労働基準法、パートタイム労働法その他の労働法令に定めるところによる。

### 第2条 (職員)

この規則において、職員とは、雇用期間を特に定めない労働契約を締結し、この法人の業務に従事する者をいう。1年以内の雇用期間を定めて雇用するパート従業員、アルバイトの労働条件は個別に定める。

### 第3条 (就業時間)

1. 職員の所定労働時間は、1日8時間以内、休憩時間を除き1週間20時間以上40時間以内とする。1日の休憩時間を1時間(12時～14時のうちの1時間)とする。
2. 1日の始業時刻は、8時間勤務の場合は9時30分、終業時刻は18時30分とする。また、7時間以下の就業の場合は10時始業とし、所定の労働時間に応じた終業時刻とする。
3. 労使協定によりフレックスタイム制に同意した職員については、始業・終業時刻は当該職員の自主的決定に委ねる。ただし、始業時間帯は8時～10時、終業時間帯は16時～21時とする。必ず労働しなければならない時間帯(コアタイム)は10時～16時とする。
4. 所定労働時間外の勤務、休日勤務については、職員の同意により他の日に振替えることができる。
5. 出向職員については出向元の勤務条件に従うものとする。
6. パート従業員、アルバイトの就業時間については、個別に定める。

### 第4条 (休日)

1. 休日は以下のとおりとする。
  - (1) 法定休日 日曜日
  - (2) 法定外休日 毎週土曜日と祝日
  - (3) 夏休日(7月21日から9月10日の期間中の任意の3日間を休日とする)。
  - (4) 年末年始休日(12月29日から1月5日までの任意の3日間を休日とする)  
なお、時給制による職員の夏休日および年末年始休日の各3日の給与は、所定労働時間に換算して支給するものとする。
2. 職員の年次有給休暇は下記のとおりとする。

全労働時間の8割以上出勤した週40時間勤務の職員に対し、以下のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を付与する。

勤続年数	入職日	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

週 40 時間勤務に満たない職員には、その所定労働時間を週 40 時間勤務と比例して算出する。その場合、端数について四捨五入して算出する。

年次有給休暇は、翌年度に限り繰り越すことができる。

### 3. 特別休暇

年次有給休暇のほかに、次の各号に掲げる休暇を取得することができる。

#### (1) 忌引き休暇

- イ. 父母、配偶者、子が死亡したとき-----連続 5 日
- ロ. 本人の祖父母、配偶者の父母、本人の兄弟姉妹が死亡したとき-----連続 4 日
- ハ. 本人の兄弟姉妹の配偶者が死亡したとき-----連続 2 日
- ニ. その他、三親等内の血族および二親等内の姻族が死亡したとき----- 1 日

#### (2) 結婚休暇

- イ. 本人が結婚するとき-----連続 6 日
- ロ. 子供が結婚するとき-----連続 2 日
- ハ. 兄弟姉妹が結婚するとき----- 1 日

#### (3) 出産休暇

- イ. 本人が出産するとき-----産前 8 週間、産後 10 週間
- ロ. 配偶者が出産するとき-----連続 2 日

#### (4) つわり休暇

妊娠中の職員は、つわりにより、就業が著しく困難なときは休暇を取得することができる。-----必要な日数

#### (5) 生理休暇

女性職員で生理日の就業が著しく困難なとき-----必要な日数

上記の 1 号から 5 号までの特別休暇は有給とする。ただし、3 号のイでは、健康保険の出産手当金が適用されない産前の 2 週間のみ有給とし、それ以外は無給とする。4 号では 7 日間に限り有給とする。5 号では 2 日間に限り有給とする。

休暇期間には、その期間内の休日および休暇を算入する。

### 4. 介護休暇および育児休業

#### (1) 介護休暇

職員が負傷、疾病または老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認める場合は、理事長への申し出により休暇を取得できる。

- イ. 休暇の単位----- 1 日または 1 時間。1 時間を単位とする介護休暇は 1 日を通じ、始業の時刻から連続して、または終業の時刻まで連続して 4 時間の範囲内

ロ. 休暇中の給与……介護休暇により勤務しない1時間につき、1時間あたりの給与を減額する。

## (2) 育児休業および看護休暇

1歳に満たない子を養育する職員は、理事長への申し出により、必要があると認めるときは育児休業を取得できる。育児休業は無給とし、年次有給休暇の算定の場合を除き、勤続年数に加算しない。

小学校就学前の子を養育する職員は、負傷または疾病にかかった当該の子の世話をするために、1年につき5日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。看護休暇は無給とし、年次有給休暇の算定の場合を除き、勤続年数に加算しない。

## 第5条 (休職)

職員が次の各号に該当するときは、理事長は休職を命ずる。

- (1) 業務外の傷病により3か月を超えて欠勤したとき
- (2) 自己の都合により1か月以上欠勤したとき（ただし、理事長がその欠勤理由を正当と認める場合に限る）

休職期間については上限を1年6か月、最低を3か月とし、勤続年数、欠勤の事由などを考慮し、当該職員と協議のうえ定める。

## 第6条 (解雇)

職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は解雇する。

- (1) 疾病および技能などにおいて業務を継続して遂行できないと認められるとき
- (2) 正当な事由なく、この法人に重大な損害をもたらしたとき
- (3) 無断欠勤、刑罰を課せられる行為、この法人の信用、名誉を傷つける行為などを行い、懲戒することが社会的に妥当と認められるとき

職員を解雇しようとするときは、30日前に予告しなければならない。ただし、懲戒のため即時解雇したときは除く。

## 第7条 (賃金)

1. 職員の賃金は、給与および賞与、退職金とする。
2. 給与は以下のとおり定める。
  - (1) 給与は、基本給と通勤手当とする。
  - (2) 基本給は、週5日40時間勤務に対し月額18万円を基準とする。
  - (3) 職務、技能、経験等を考慮して職員との個別の契約により給与を決定する。
  - (4) 基本給の支給方法は、月給制および時給制とする。
  - (5) 月の途中で採用または退職した職員については、日割り計算で給与を支払うものとする。
  - (6) 通勤手当は、居住地より通勤のために交通機関を利用する職員に通勤定期代実費額を支給する。ただし、月額2万円を上限とする。
  - (7) 所定就業時間外勤務、休日勤務については、他の日において振替えることができる。

この場合、時間外勤務手当、休日勤務手当では支給しない。

2. 給与の支給額は職員の勤務形態に応じて、理事長が決定し、理事会に報告する。
3. 月額給与の計算期間は前月 26 日からその月の 25 日まで、支給日はその月の月末とする。ただし、支給日が休日の場合は、その前日とする。
4. 給与の支払いに当たって、法の規定に基づき次に掲げる各号のものを控除する。
  - (1) 給与所得税及び住民税
  - (2) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料の被保険者負担分。
  - (3) 雇用保険の保険料の被保険者負担分。
5. 賞与は、この法人の経営状態等を勘案して、理事長が支給額を定め、理事会に報告する。経営実績が低下している場合は支給しないこともできる。
6. その他、本規程に定めのない事項については、各関係法令の例により、理事会がこれを定める。

#### 第 8 条 (退職および退職一時金)

職員は、退職しようとするときは、退職願いを少なくとも 30 日前に提出しなければならない。

勤続年数が 2 年に満たない者、正当な事由なく重大な損害をもたらした解雇された者、懲戒解雇された者を除き職員に退職一時金を支給する。支給金は以下の算定方法により算出する。

- (1) 退職一時金の算定対象となる勤続期間は、入職した月から起算して 1 年を超える月から開始し、退職する月までとする。退職する月において 1 か月に満たないときは、1 か月として算定する。また、休職および育児休業期間は勤続期間から減ずる。
- (2) 退職一時金の支給額は、週 40 時間勤務の職員に対し 1 年で 10 万円とし、1 年に満たない月数は、10 万円を 12 で除した金額を支給する。
- (3) 週 20 時間以上 40 時間未満勤務の職員については、週の所定労働時間を週 40 時間と比例して算出する。

2018 年 4 月 5 日制定

2019 年 10 月 8 日改定

認定特定非営利活動法人まちぼっと  
理事長 佐々木貴子

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	認定特定非営利活動法人 まちぽっと	事業年度	2020年4月1日～ 2021年3月31日
-----	-------------------	------	--------------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
寄付金収入	30,876,935 円
調査研究事業収入	0 円
セミナー事業収入	0 円
活動支援事業収入	133,500 円
出版事業収入	2,170 円
受託事業収入	1,984,000 円
草の根の市民基金事業収入	0 円
ソーシャルジャスティス基金事業収入	450,000 円
助成金・補助金収入	49,320,902 円
受取利息・出資配当収入	884 円
会費収入	1,412,000 円
その他収入	254 円
合 計	84,180,645 円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
合 計	円

## (3) その他

なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
季刊誌販売	500円	運送費 160円
書籍「自治体庁舎建設早分かり」	1,200円	
書籍「新しい公共を担う市民起業法と非営利バンク」	1,000円	会員価格 800円
	円	

(2) 資産の貸付に係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
なし	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
日本労働文化財団講師	30,000円	謝金
北区 NPO ボランティアプラザ講師	30,000円	謝金
特定非営利活動法人アカツキ	10,000円	謝金
ヨコハマエリアレンケイ	5,000円	謝金

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		48,895,902 円	休眠預金への指定寄付金
		21,443,100 円	ソーシャルジャスティス基金への指定寄附金（一部遺贈）
		1,000,000 円	ケアラー調査受託事業
		1,000,000 円	団体正会員費
		984,000 円	NPO 関連受託事業

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		11,770,000 円	助成金
		4,784,000 円	助成金
		3,440,000 円	助成金
		3,438,000 円	助成金
		2,944,000 円	助成金

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			2020.8.7	無償	季刊誌 15 号



ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	貸付年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
なし				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
			2020.4.1～ 2021.3.31	680,000 円	休眠預金プログラム オフィサー委託 4月～7月：月額 50,000円 8月～申請日：月額 60,000円
			2020.6.13、 2021.1.8	44,548円	アドバイザー謝金
			2020.6.13、 2021.1.8	44,548円	アドバイザー謝金
			2020.4.1～ 2020.7.25	360,000 円	会員管理システム設 計委託 月額 90,000円
			2020.4.1～ 2021.3.31	11,000円	会議室使用料 @500円×22時間
			2020.4.1～ 2021.3.31	5,000円	会議室使用料 @1,000円×5時間
			2020.10.8	139,994 円	冊子印刷・製本代

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
5人	7,743,615円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
2020年5月26日 および 2020年10月26日			助成金	2,359,870円
2020年5月26日 および 2020年10月24日			助成金	2,944,000円
2020年5月29日 および 2020年11月2日			助成金	11,770,000円
2020年6月5日 および 2020年11月2日			助成金	4,445,000円
2020年6月8日 および 2020年11月2日			助成金	3,440,000円
2020年6月13日 および 2020年10月26日			助成金	4,784,000円
2020年6月13日 および 2020年10月25日			助成金	3,438,000円
2020年6月26日 および 2020年10月24日			助成金	1,758,500円
2020年6月26日 および 2020年10月23日			助成金	2,489,900円

2020年6月29日 および 2021年3月29日	助成金	600,000円
2020年6月29日 および 2021年3月9日	助成金	590,000円
2020年6月29日	助成金	480,000円
2020年6月29日	助成金	500,000円
2020年6月29日	助成金	500,000円
2020年6月29日	助成金	500,000円
2020年7月7日	助成金	500,000円
2020年7月13日 および 2020年10月27日	助成金	2,055,000円
2021年1月12日 および 2021年3月31日	助成金	1,000,000円
2021年1月12日 および 2021年3月31日	助成金	1,000,000円
2021年1月12日 および 2021年3月31日	助成金	1,000,000円
2021年1月12日	助成金	500,000円
2021年3月9日	助成金	100,000円
2021年3月9日	助成金	100,000円
2021年3月9日	助成金	100,000円
2021年3月9日	助成金	100,000円

2021年3月29日		助成金	100,000円
2021年3月30日		助成金	500,000円
2021年3月30日		助成金	500,000円
2021年3月30日		助成金	460,000円
2021年3月30日		助成金	450,000円
2021年3月31日		助成金	500,000円
2021年3月31日		助成金	500,000円
2021年3月31日		助成金	151,000円
2021年3月31日		助成金	435,000円
合 計			50,650,270円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
. .	なし	円
. .		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	認定特定非営利活動法人 まちぽっと	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	2020年4月1日～2021年3月31日	20人	0人	0%	4人	20.0%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」に記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

## 役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	認定特定非営利活動法人まちぼっと	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		20人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		4人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
赤坂 禎博		理事		○							2010. 4. 27 就任
伊藤 久雄		理事		○							2007. 12. 11 就任
奥田 雅子		理事		○							2007. 12. 11 就任
金子 匡良		理事		○							2020. 6. 8 就任
工藤 春代		理事		○							2020. 6. 8 就任
小林 幸治		理事		○							2017. 5. 9 就任
小林 徹也		理事		○							2018. 5. 8 就任
近藤 (土屋) 真美子		理事		○							2008. 5. 17 就任
佐々木 貴子		理事長		○							2007. 12. 11 就任
塩田 三恵子		理事		○							2007. 12. 11 就任
武内 好恵		理事		○							2020. 6. 8 就任

田中 のり子		理事		○								2019. 5. 7 就任
辻 利夫		理事		○								2007. 12. 11 就任 2020. 6. 8 退任
坪郷 實		理事		○								2007. 12. 11 就任
豊泉 惣子		理事		○								2020. 6. 8 就任
西崎 光子		理事		○								2018. 5. 8 就任 2020. 6. 8 退任
林 泰義		理事		○								2007. 12. 11 就任 2020. 6. 8 退任
三浦 一浩		理事		○								2017. 5. 9 就任
三木 由希子		理事		○								2007. 12. 11 就任
桃井 貴子		理事		○								2020. 6. 8 就任
渡部 真実		理事		○								2020. 6. 8 就任
辻 利夫		監事		○								2020. 6. 8 就任
畑山 弘		監事		○								2007. 12. 11 就任 2020. 6. 8 退任
矢崎 芽生		監事		○								2012. 4. 26 就任

(注意事項)



## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	認定特定非営利活動法人 まちぽっと		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金預金出納帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	毎日	10年
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	毎日	10年
入金伝票・出金伝票	単票(1枚)	毎日	10年
仕訳日記帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	毎日	10年
給与台帳	会計ソフト(給料王)使用 ルーズリーフ	月1回	10年

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装订帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	認定特定非営利活動法人 まちぽっと	チェック欄
-----	-------------------	-------

- 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと
- ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

✓

イ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	認定特定非営利活動法人 まちぼっと	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同 意
		<input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	認定特定非営利活動法人 まちぽっと
-----	-------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	認定特定非営利活動法人 まちぽっと	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	-----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ